

公開日: 2013/04/11 (掲載号: No.14)

小説 『法人課税第三部門にて。』 【第5話】「修正申告の勧奨（その1）」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 税務・会計 税務 解説 国税通則 解説一覧

小説 『法人課税第三部門にて。』

【第5話】

「修正申告の勧奨（その1）」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「そうか・・・修正申告をしないのか・・・」

田村上席調査官は、隣に座っている山口調査官の話を聞きながら、腕を組む。

「非違事項は、交際費と棚卸資産だけなんですが・・・」

山口調査官は困った顔をしている。

山口調査官は、先週から3日間、太田工業の实地調査をした後、「調査結果の内容の説明等」を納税者に行ったのである。



交際費の否認の内容は、会社が主催した「創立20周年の記念祝賀パーティー」の費用である。パーティーの請求書の金額は、850万円であった。

しかし、招待客から、「祝い金」を合計で198万円を受け取っていたのである。

実地調査で、山口調査官が記念行事の名簿を調べているとき、それぞれの招待客の名前の横に、金額が記されていた。

「ここに書かれている金額は何ですか？」

山口調査官が質問した。

「招待客から頂いた祝い金ですが・・・」

と経理担当者は応えた。

しかし、帳簿には、雑収入として「祝い金」が計上されていない。
会社の伝票では、次のように仕訳がなされていた。

交際費 652万円 / 現金 652万円

経理担当者は「会社が実質的に負担した費用のみを、交際費として処理した」と答えた。すなわち、198万円は、招待客が負担した費用であるから、交際費の弊社の実際の負担は、652万円であると主張した。

これに対して、山口調査官は、次のような仕訳を書き、経理担当者に示した。

交際費 850万円 / 現金 652万円
雑収入 198万円

そして、税務上はこのように処理すべきで、交際費は850万円であると述べた。

棚卸資産については、申告書に添付されている決算書の棚卸金額と集計用紙が30枚の綴りとなっている棚卸表の合計金額に900万円の差があった。

「この差の原因は何ですか？」

山口調査官の質問に、経理担当者の表情が変わる。

「ちょっと・・・調べてみます」

山口調査官から棚卸表を経理担当者が受け取ると、そそくさと自分の机に持っていき、計算をし始めた。

しばらくして、少し青ざめながら、山口調査官が調査をしているテーブルにやって来た。

「集計誤りです・・・」

山口調査官は、経理担当者が指で示す一枚の集計用紙の小計欄を見た。

10,000,000円という数字が書かれている右端に、1,000,000円と書かれている。
そして、1,000,000円の数値の上に二重丸◎が付いている。

「どちらの数字が正しいのですか？」

「・・・確か・・・10,000,000円が正しかったと・・・」

経理担当者は困ったような表情をした。

「でも、この集計用紙では、1,000,000円の数値で計算されている」

山口調査官は、もう一度、集計用紙の数値を電卓で叩く。

「・・・おかしいな。どう計算しても、この小計欄の金額は10,000,000円になる・・・」

少し声を大きくして経理担当者に言う。

「・・・なんで、ここに1,000,000円が記載されているのですか？誰が書いたのですか？」

経理担当者は、矢継ぎ早の質問に青ざめて黙っている。

「これが、隠ぺい・仮装だったら、重加算税の対象ですよ」

山口調査官は、少し興奮して、経理担当者に伝えた。

以上の税務調査の状況から、山口調査官は、調査結果の内容の説明等を口頭で行い、交際費と棚卸資産について、「修正申告等の勧奨」を行った。さらに、棚卸資産については、重加算税を賦課決定する旨を伝えた。

山口調査官の調査結果の内容の説明を、社長、経理課長、経理担当者そして若い税理士の4名が机を挟んで聞いている。

しばらくして、若い税理士が尋ねる。

「これって、以前と違って、新しい国税通則法では、修正申告を提出しても、更正の請求ができるはずですよ」

「ええ、それについては、これから説明しようと思って・・・」

山口調査官は、修正申告書を提出した場合、不服申立てはできないが、更正の請求をすることができる旨を記載した「教示文」を鞆から取り出して、机の上に置いた。

4人が一斉に、その教示文の内容を確認するために、前かがみになる。

「申し訳ないのですが・・・この教示文は、国税に関する法律の規定に基づき交付する書面なので、署名・押印を頂きたいのですが・・・」

山口調査官は、4人を前にして、少し頭を下げる。

「修正申告・・・しかも、重加算税か・・・」

社長が横に座っている経理課長をチラッと見る。

「棚卸の洩れは・・・集計ミスで・・・」

そう言いながら、経理課長は、経理担当者の方向をみる。経理担当者は、黙って俯いている。

そのとき、若い税理士は、はっきりした口調で、社長に問うた。

「この際、税務署に更正処分をしてもらいましょうか」

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「小説『法人課税第三部門にて。』は、隔週での掲載となります。」

連載目次

「小説 『法人課税第三部門にて。』」(全23回)



- [【第1話】 事前通知](#)
- [【第2話】 更正の請求期間の延長](#)
- [【第3話】 留置き](#)
- [【第4話】 反面調査](#)
- [【第5話】 修正申告の勧奨（その1）](#)
- [【第6話】 修正申告の勧奨（その2）](#)
- [【第7話】 優良法人の税務調査（その1）](#)
- [【第8話】 優良法人の税務調査（その2）](#)
- [【第9話】 優良法人の税務調査（その3）](#)
- [【第10話】 優良法人の税務調査（その4）](#)
- [【第11話】 質問検査権の範囲と留置き](#)
- [【第12話】 調査終了時の「理由」の説明義務](#)
- [【第13話】 優良法人の税務調査（その5（署長との面談）／完）](#)
- [【第14話】 源泉徴収に係る所得税の調査（その1）](#)
- [【第15話】 脱税とOB税理士](#)

公開日: 2013/04/25 (掲載号: No.16)

小説 『法人課税第三部門にて。』 【第6話】「修正申告の勧奨（その2）」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 税務・会計 税務 解説 国税通則 解説一覧

小説 『法人課税第三部門にて。』

【第6話】

「修正申告の勧奨（その2）」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

([前回](#)のつづき)

「そうか・・・」

田村上席調査官は、両手を頭の後ろに当て、椅子の背にもたれながら、山口調査官の話を聞いている。

「納税者は、重加算税について不満があるのかな？」

田村上席調査官は、山口調査官に尋ねる。

「交際費も棚卸資産も、納税者の誤りであることは明らかなので・・・」

山口調査官が納税者の申告書を見ながら言う。

「ところで、重加算税については、理由附記は大丈夫なのか？」

田村上席調査官は、もう一度、重加算税について尋ねる。

「ええ、審理とも相談したのですが・・・棚卸の集計用紙には、10,000,000円と合計額を書いておきながら、その横に1,000,000円と記し、二重丸を付けて、小計欄の金額を1,000,000円としている・・・これって、明らかに隠ぺい・仮装に当たりませんか？」

逆に、山口調査官が田村上席調査官に質問する。

「納税者はどう言っているんだ？」

「経理課長は集計ミスだと言っているのですが・・・しかし、集計用紙の記載内容を見れば、作為的に棚卸の金額を書き換えているものと思われます」

山口調査官は、確信めいた口調で応えた。

「納税者からその件について、確認書を取っているのかい？」

「確認書？」

「・・・故意に棚卸数量を除外したとか・・・そんな文言の確認書だよ」

田村上席調査官の語気が強くなる。

「しかし・・・それって、最終的には、法的に意味のないものでしょう」

山口調査官は反論する。

「だが、相手に対して、後で文句を言わさない心理的な効果は十分にあるだろう」

田村調査官は自信を持って言う。

「おそらく、あの、調査結果の内容の説明等を口頭で説明したときの状況から推測するに、相手方はそんな確認書を提出しないでしょうね」

山口調査官は、経理課長の険しい顔を思い出しながら、答える。
経理担当者は、山口調査官の指摘に対して、黙ったままであった。

「経理課長の指示で、棚卸資産を減額したのかもしれない・・・」

山口調査官は、気弱そうな経理担当者の顔を思い出した。

「ともあれ、重加算税の理由附記を書くのはなかなか難しい」

田村上席調査官は、椅子に大きくもたれながら、呟く。

「今までは、重加算税について理由の附記など必要なかったのに、国税通則法の改正によって、また、仕事が増えましたね」

山口調査官は、苦笑いを浮かべた。

「・・・最近、重加算税を賦課決定するか否かについて、審理に尋ねても、なかなかすぐに回答してくれないんだ」

田村上席調査官は困った顔をする。

「それだけ、慎重になっているのでしょうかね」

山口調査官も同情する。

「・・・しかし、今回のケースは、重加算税を賦課決定することは可能でしょう・・・
棚卸の集計表の合計欄を書き直しているのですから、客観的にみて、隠ぺい・偽装しているものと判断できるでしょう。判例によると、このようなケースでは、故意の立証は、税務署には要求されない・・・」

「なかなか詳しいな・・・山口君は」

田村上席調査官は、山口調査官の言葉に感心する。

「これからは・・・修正申告書を提出してもらう代わりに、重加算税の賦課決定をしないというわけにもいかないだろうな」

田村上席調査官の独り言である。

「僕としては、どちらかといえば・・・交際費課税を見逃しても・・・重加算税は課したいですね」

山口調査官が田村上席調査官に言う。

「・・・しかし、交際費の処理については、明らかに納税者が間違っているだろう」

田村上席調査官の声が大きくなる。

「ええ、このケースの交際費については、有名な判決がありますから」

山口調査官は、納税者にコピーして渡した判決文を、机の横にあるキャビネットから取り出した。

東京地裁平成2年3月23日判決である。

「この判決文の中に、こう書かれています」

山口調査官は判決文の一部を読み上げる。

・・・原告がいうところの祝金は、主催者によって催される行事の機会を利用して招待客が行う一種の交際行為であると解されるものである。したがって、祝金と、行事の開催に係る交際費等との関係は、同一の機会に行事の主催者と招待客との2つの交際行為を行い、それぞれが交際費等を支出したという関係である。交際費等の額の計算においては、祝金収入分につきこれを控除するなどといった方法で考慮することはできないものというべきである・・・

「この判決文を見て、納税者は納得したということですね」

田村上席調査官の言葉に、山口調査官は頷く。

「・・・そうか、そうすると、納税者が修正申告の勧奨に応じなかったら、更正処分を行うしかない。少し手間だけど・・・いずれにしても、重加算税の理由附記については書かなければならないのだから」

「そうですね・・・この納税者に対しては、統括官に更正処分をすることを伝えます。たまには、更正処分の起案もしておかなければ、その処理を忘れてしまうから・・・」

山口調査官は、また苦笑いしながら、田村上席調査官に冗談を言った。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「小説『法人課税第三部門にて。』は、隔週での掲載となります。」

連載目次

「小説『法人課税第三部門にて。』」(全23回)



- [【第1話】 事前通知](#)
- [【第2話】 更正の請求期間の延長](#)
- [【第3話】 留置き](#)
- [【第4話】 反面調査](#)
- [【第5話】 修正申告の勧奨（その1）](#)
- [【第6話】 修正申告の勧奨（その2）](#)
- [【第7話】 優良法人の税務調査（その1）](#)
- [【第8話】 優良法人の税務調査（その2）](#)
- [【第9話】 優良法人の税務調査（その3）](#)